

幼保連携型 認定こども園 いるまこども園 重要事項説明書

(令和6年3月28日 現在)

当園における乳幼児教育・保育の提供の開始にあたり、保護者の皆様に確認すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 いるま保育会
所 在 地	埼玉県狭山市北入曾1294-1
電 話 番 号	04-2959-4856
代 表 者 氏 名	理事長 小川 勝利
定款の目的に 定めた事業	第二種社会福祉事業 保育所・保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園の運営 一時預かり事業

2 事業（こども園）の目的

認定こども園とは、以下の事業を実施することを目的とし、その機能を備えた施設です。

- ① 就学前の児童に対し、乳幼児教育・保育を提供する
 - ・小学校就学前の子どもに乳幼児教育・保育を提供するものであり、保護者の就労にかかわらず園児を受け入れ、保育・教育を一体的に行うことを目的とする。
- ② 地域における子育て支援を実施する
 - ・地域の子育て家庭を対象に、子育てに関する不安や悩みに対応した相談活動や親子が集うことのできる場を提供する

3 運営の方針

保育・教育理念

時代の変化に細心の注意を払い、乳幼児の保育とは如何にあるべきか、全職員の英知を注ぎ常に考え、利用者にとって最善の保育を提供する。これを以って次世代を担う子どもたちの育成を通し社会に貢献する。

4 保育・教育内容

保育・教育方針【子どもの主体性を育てる保育】

- 1、「Good Care with Smile」…最高の保育は笑顔から…
子どもたちの生き生きとした笑顔と活動を保障し主体性を育てる保育
(生活を作り出す力を育む)

- 2、子ども一人ひとりの個性を把握し、一人ひとりの特性に応じた保育
(個性を育む)
- 3、「見て さわって 試して」子どもの自発的な遊びを保障し、子どもの力を引き出す保育
(自立を育む)
- 4、大人（保育者・地域の方々）との関わり・子ども同士の関わりを大切にする保育
(社会性を育む)

保育・教育目標【生き生きと その子らしく 意欲的で 思いやりのある子】

- 1、たくましい子ども（心身ともに健康な子ども）
- 2、自分を大切にする子ども（自己有能感を持てる子ども）
- 3、自分で考え、自分から行動できる子ども（意欲的な子ども）
- 4、人の喜びや悲しみに共感する子ども（思いやりのある子ども）

保育・教育方法【見守る保育】

★集団生活の中で子どもたちが自己を発揮できるように、総合的に保育すること

♪子どもが主役の子どもの立場を尊重する保育＝子ども主体の保育♪

1. たてわりではない異年齢児保育
2. 科学的根拠と保育理論に裏付けされた保育
3. 集団の中での関わりから生きる力を育む保育
4. ねらいに応じた選択制の保育
5. チーム保育（職員集団）による保育

全ての保育園・認定こども園の目標

子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培います。

幼児教育：環境を通して行う教育

幼児教育において育みたい資質・能力の三つの柱：子どもの育ちの乳児からの発達の連続性

- 1、知識及び技能の基礎：遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何かを感じたり、何に気付いたり、何がわかったり、何ができるようになったか
- 2、思考力、判断力、表現力等の基礎：遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか
- 3、学びに向かう力、人間性等：心情、意欲、態度が育つ中でいかによりよい生活を営むか

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）

- 1、健康な心と体
- 2、自立心
- 3、協同性
- 4、道徳性・規範意識の芽生え
- 5、社会生活との関わり
- 6、思考力の芽生え
- 7、自然との関わり・生命尊重

- 8、数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚 9、言葉による伝え合い
10、豊かな感性と表現

養護：養護および教育を一体的に行う

愛情豊かで思慮深い保育者による【養護機能】と、5つの領域（乳児は3つの視点）に関わる心情・意欲・態度などを育成する【教育機能】から成り立ちます。

【養護】十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を適切に満たし、生命の保持および情緒の安定を図ります。

【教育－健康】健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養います。

【教育－人間関係】他の人々と親しみ、支え合って生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養います。

【教育－環境】周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養います。

【教育－言葉】経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養います。

【教育－表現】感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにします。

これらのことは、

「一人ひとりの発達過程に応じ、子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にした生活や遊びを通して“総合的に保育すること”によって達成されます。

保育の方法：総合的な保育（集団生活の中で子どもたちが自己をはっきできるように）

*** 3つの生活の場 ***

組は年齢別に6クラスで編成されていますが、いるまこども園では乳幼児期の6年間を、大きく次の3つの生活の場として捉えています。

1. 0～1歳児クラス（すくすく）

この発達の段階では、一人ひとりの子どもの生活を尊重し、発達の連続性を保障するような環境が大切です。生涯にわたる人との信頼関係の基礎を培うために子どもの気持ちを受容し、共感することを通して、豊かな感性と自発性の基礎を培うような保育を展開します。（発達の状態に応じて、0歳児クラスと1歳児クラスが連動した保育集団をつくります。）

2. 2歳児クラス（げんきっこ）

この発達の段階では、自我の芽生えに伴う自己活動を十分に保障する環境の構成が大切に

なります。基本的な生活習慣の確立に伴い、自分は何がしたいのか、何が好きなのか、何ができるのかなど、自分を見つける時期でもあります。このため2歳児は、独立にした部屋になっています。

3. 3～5歳児クラス（わくわく）

この発達の段階では、自発的な自己活動と友だちとの関わりが著しく発達します。そのため、子ども相互の関係作り、とくに社会性をともなう集団生活の意義が大きくなります。個人の差異も大きくなるため、一人ひとりの発達課題をはじめ、興味・関心（情緒面）、習熟度（認知面や技能表現面）などに応じた「選択の機会」を多く用意しています。

見守る保育

「見る」・・・発達を理解する

「守る」・・・発達を助長（援助）する

1. 総合的保育（子どもの自発的な遊び）：主に登園後の朝の保育時間

「子どもが自ら発意して、自ら達成する活動」の時間・・・自発的な遊びは、子どもが自らの学びの動機によって行う活動（小学校において「自ら課題を見つけ、自ら考え、取り組む活動——総合的学習」と同じこと）の時間です。

2. 選択による保育（子どもが自ら選ぶことを保障する）：主活動・教育の時間

①心の習熟を目指す保育（**選択性の保育**）：子どもが興味関心を基に自分で選ぶ

②道具、用具の習熟を目指す保育（**習熟度別保育**）：指導内容の系統性が強く、習熟度・達成度差に応じる。子どもの意欲は達成することで生まれます。

③経験、体験を目指す保育（**順序性選択の保育**）：子どもの自分見つけのために、様々なことを経験できる環境を整える。子どもが何をやるかを選択するのではなく、経験する順序を選択し、全ての内容が経験できるようにする。

④子どもの年齢毎の活動が必要な保育（**年齢別保育**）：学校での年齢別教育に対応するためや行事等で行う。

3. 異年齢児集団の中での体験

異年齢で過ごすことは、「真似をして遊ぶ」、「工夫して遊ぶ」等の経験により「前頭葉」の発達を促します。いつも同じ立場にいる同年齢に比べて、異年齢児は色々な立場（一番年下、一番年上のリーダー等）を経験できる集団となっています。クラス毎の体験を充分に行って

から、異年齢児集団の中で過ごす経験を増やしていきます。また、年長児は、2歳児以下のクラスで過ごすお手伝い保育を行います。

4. 一斉保育（大きな集団での保育）：朝の会（おはじまり）、帰りの会（お帰り）等

大きな集団のほうがそのねらいを達成しやすい場合の保育です。保育者がモデルを示す時、子どもがみんなの中で発表する時、食事の時。みんなで食べる楽しさ、譲り合う気持ち、競い合う気持ちなど、関わることで育まれる力を身に付けるための保育です。

生活のリズムを大切に

生活の3要素といえる「遊び」「食事」「午睡」のスペースを独立して確保し、時間で区切ることを優先させず、子どもたちが遊びに集中する経験や、最後までやり遂げる満足感や達成感を大切にしています。その経験が、子どもたちの次の活動への意欲につながるものと考えています。

自然環境での体験

近くにある公園での探索、博物館やプラネタリウム館の見学などを通して、自然と接する機会や実際に触れて見る体験学習を多く設け、それらへの関心を高めるようにしていきます。また、絵本や紙芝居などを積極的に利用し、社会的事象への関心を広げます。

体操遊び

3歳から6歳という運動神経系の発達が著しい年代に、体力的に無理が無く「動きのうまさや器用さ」を伸ばし、多種多様な遊びを経験させることは色々な運動を経験する小学校の年代や、将来のためにとっても大切なことと考えています。

専門講師による「体操遊び」を3・4・5歳児を対象に月2回実施します。

英語で遊ぼう

子どもたちが社会に出る頃は、今以上に多様性が求められることが予想されます。当園では、英語を習得することではなく、日本語以外にも様々な言語が存在することを遊びの中で経験します。

専門講師による「英語で遊ぼう」を3・4・5歳児を対象に月1回実施します。

行事について

行事は、次の4つの視点からねらいが達成されるように計画しています。

① 日常の保育活動にないことを行い、1年の保育の状況を確認すると同時に、保育を深める役割

例) 遠足・プール・芋ほり・年長児スペシャルデイ・卒園式など

子どもたちに、日常の保育では伝えられないことや行えないことを行事として実行します。この行事は、園児、保護者、保育者が定期的に体験することで、保育にリズムをつけ、

みんなで用意し、参加し、楽しく終わることを通して生活が安定します。

② 園児の育ちを保護者へ伝える役割

例) 運動会・おたのしみ会・成長展など

年に一度、養護と教育（5領域）の領域における、子どもたちの成長発達を保護者と共有します。

子ども同士の比較ではなく、一人ひとりの育ちに重点を置きます。ここでは、何日も練習した成果を見せることではなく、保護者が家庭で子どもと接する参考となるよう、集団の中での子どもの発達をこども園と共有します。

③ 伝承文化を伝える役割

例) 端午の節句・七夕会・餅つき・節分・ひな祭りなど

日本古来の伝統文化に触れ、日本の歴史を知る。更に、祝祭日などに関心を持ち、生活に取り入れます。

④ 親子の触れ合いと遊びを提案する役割

例) 夏祭り・運動会

親子で一緒に遊ぶことのできるものを提案し、親子の関わりをより深める機会を提案します。

* 小学校との連携と卒園後の「育ち」について *

小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにします。子どもたちがスムーズに移行していけるように小学校教育との円滑な接続を図り、学校・家庭との情報共有に努めるとともに、小中学校への育ちの支援を行います。

* 地域に開かれたこども園に *

子どもの生活の連続性を踏まえ、家庭、地域社会と連携して保育を展開します。行事等を通して積極的に地域との交流や連携を深めています。地域の方々にも見守られながら、豊かな生活体験が図られるように保育ボランティアの方々との交流もあります。

5 提供する保育等の内容

当園は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府 文部科学省 厚生労働省 告示第一号）」に基づく、特定教育・保育の提供を行います。

- (1) 延長保育：18時01分から19時までの1時間が延長保育となります（有料）。なお、お子さんの発達に合わせて利用時間が異なります。詳細は、別紙参照。
- (2) 一時預かり事業：市内在住の生後一年以上が対象です。登録制で8時30分から16時30分内の8時間以内のご利用となります（有料）。詳細はお問合せください。
- (3) 子育て支援事業：園児をはじめ地域の子育て家庭を含めた地域子育て支援事業に取り組みます。出産・子育て相談、マタニティ支援（ハミングカフェ）、園庭開放、各種

の連携活動、子育て情報の提供などに努めます

6 こども園の概要

施設の種類	幼保連携型 認定こども園		
施設の名称	いるまこども園		
所在地	埼玉県狭山市北入曾1294-1		
電話番号	04-2959-4856		
法人設立年月日	昭和46年 3月31日		
事業認可年月日	平成31年 4月 1日		
管理者名	園長 小川 勝利		
職員数	32名		
保育事業の種類	保育園機能保育、幼稚園機能保育、延長保育、一時預かり保育、地域子育て支援事業 など		
自己評価の概要	職員による保育内容等の自己評価を年3回実施し、サービス内容の向上に努めています。		
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の資質の向上のために実施 内部研修年7回、外部研修年15回		
入所定員（年齢別）	102名（うち保育園機能90名、幼稚園機能12名）全6クラス		
	年齢・クラス名	2号・3号認定 保育園機能 利用児	1号認定 幼稚園機能 利用児
	0歳児・なぎさ組	12名	
	1歳児・めばえ組	12名	
	2歳児・ふたば組	15名	
	3歳児・うめ組	17名	4名
	4歳児・さくら組	17名	4名
	5歳児・けやき組	17名	4名
	合計	90名	12名

7 施設・設備の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	2854.41 m ²
	園庭	1205.73 m ²
園舎	構造	第一園舎：鉄筋コンクリート 第二園舎：木造
	延べ面積	739.69 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児・ほふく室	1室	0歳児, 1歳児クラス
調 乳 室	1室	0歳児クラス
沐 浴 室	2室	0歳児, 1歳児クラス
保 育 室	4室	2歳児, 3歳児, 4歳児, 5歳児クラス
遊 戯 室	1室	
調 理 室	1室	
事 務 室	1室	
医 務 室	1室	
児 童 用 便 所	3か所	
一 時 保 育 室	1室	

8 職員の設置状況

職 名	人数	常勤	非常勤
園 長	1	1	
主任保育士	1	1	
保 育 士	19	15	4
栄 養 士	3	1	2
調 理 師	1	1	
看 護 師	1		1
事 務 員	2	1	1
用 務 員	2		2

当園では、「狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

9 開園日・開園時間及び休園日

開 園 日	月曜日から土曜日まで（1号認定利用は月曜日から金曜日まで）		
開 園 時 間	【2号・3号認定】（保育園機能）		
	保育標準時間	7時00分から18時00分まで	
	延長保育時間	18時01分から19時00分まで	定員20名
	・30分延長	18時01分から18時30分まで（おやつ程度の補食）	
	・1時間延長	18時01分から19時00分まで（おやつ程度の補食）	

	<p>ただし、1歳児クラス以上のお子さまで普通食が食べられる園児 障害児の延長保育利用はできません</p> <p>保育短時間 8時30分から16時30分まで（延長保育はありません） 土曜日保育 7時から14時</p> <p>【1号認定】（幼稚園機能） 基本保育 9時から14時まで ・預かり保育 14時01分～17時</p>
休園日	<p>【2号・3号認定】（保育園機能） 日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）</p> <p>【1号認定】（幼稚園機能）</p> <p>① 上記の休園日 ② 土曜日 行事等で登園した場合、翌週の月曜日 ③ 夏季休業 7月20日～8月31日 ④ 冬季休業 12月20日～1月7日 ⑤ 春季休業 3月20日～3月31日 ⑥ 県民の日 11月14日 ⑦ 開園記念日 5月1日</p> <p>※「①上記の休園日」以外に保育を希望する場合「預かり保育」が利用できる。</p>

10 保護者の負担・保育料について

○保育園機能利用（2・3号認定）

	保育料	給食費 *徴収は月額を基準 とします。	延長保育料
2号認定 保育園機能利用 3・4・5歳児	狭山市が定める保育 料表のとおり	月額 7,000円 主食費 2,500円 副食費 4,500円	30分延長 月極 2,000円 1時間延長 月極 4,000円
3号認定 保育園機能利用 0・1・2歳児	狭山市が定める保育 料表のとおり		臨時利用 500円/回

・保育料が減免対象の方と、年収360万円未満相当の世帯の子どもは、給食費のうち副食費4,500円が免除となります。

- ・欠席や月途中退園の場合の給食費について

1日から月末までのひと月欠席の場合、給食費の徴収はいたしません。また、月途中に退園する場合は給食費を日割り計算*します。ただし、これらの対応が出来るのは、該当月の前月10日（10日が休園日の場合は翌日）までに当園へ申し出ていただいた場合に限ります。

例) 8月1日から8月31日のひと月欠席の場合→7月10日までにその旨を申し出ていただければ給食費の徴収はいたしません。

* 月途中退園時の給食費：7,000円×〔退園日/30〕（小数点以下第1位を四捨五入）

○幼稚園機能利用（1号認定）

	保育料	給食費 * 徴収は月額を基準とします。	延長保育料
1号認定 幼稚園機能利用	狭山市が定める保育料表のとおり	月額 6,000円 主食費 2,500円 副食費 3,500円 日額 300円(おやつ 50円)	

- ・保育料が減免対象の方と、年収360万円未満相当の世帯の子どもは、給食費のうち副食費3,500円が免除となります。

- ・欠席や月途中退園の場合の給食費について

1日から月末までのひと月欠席の場合、給食費の徴収はいたしません。また、月途中に退園する場合は給食費を日割り計算*します。ただし、これらの対応が出来るのは、該当月の前月10日（10日が休園日の場合は翌日）までに当園へ申し出ていただいた場合に限ります。

例) 8月1日から8月31日のひと月欠席の場合→7月10日までにその旨を申し出ていただければ給食費の徴収はいたしません。

* 月途中退園時の給食費：6,000円×〔退園日/30〕（小数点以下第1位を四捨五入）

- ・預かり保育料

内容	時間	利用料金	備考要件
月～金曜日	14時～17時	800円/日 (おやつ代を含む)	事前申請が必要となります。 詳細は預かり保育利用規約をご参照ください。
夏季休業日 冬季休業日 春季休業日 振替休業日	9時～17時	1000円/日 (おやつ代を含む) ※布団乾燥代別	

○その他

体育着：3・4・5歳児 別紙参照

登園かばん：3・4・5歳児 別紙参照

主食費、布団乾燥代、おむつ、おしぼり代、その他の教材：別紙参照

○一時預かり保育利用児（あんず組）

- ・ 保育利用料（児童一人当たり）
4時間以内 1,000円 / 4時間超 1,500円
- ・ 飲食物費（児童一人当たり）
昼食代 300円 / おやつ代 50円

1 1 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたって留意していただくこと

- ①当園の利用開始に当たって、必要事項を記載した本書面より保護者の方とその内容を確認し同意を得ます。
- ②休園は、原則として年度内に1回、最長で2ヶ月です。2ヶ月を超えて休園された場合は退園となります。また、休園中も保育料はかかります。お子さんが1ヶ月以上入院をする等の理由により、保育料をいただかない場合があります。事前に入園係にご連絡ください。
(1号認定は園に相談)
- ③退園または市外に転出される時は、退園月末日までに「退園届・転出後の継続希望届」を入園・認定係にご提出ください。(1号認定は、園所定の用紙あり)
- ④保育の提供を終了するのは、以下の場合です。
 1. 利用乳幼児が小学校に就学したとき
 2. 保育の必要性の事由に該当しなくなったとき
 3. 市外に転出するとき
 4. 長期欠席するとき
 5. その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 年間行事

行事名	行事のねらい			
	保育を深める	保育・発達を保護者へ伝える	親子の触れ合いと遊びの提案	文化伝承・地域理解
入園式	セレモニー			
大きくなったね会	環境（行事）			
クラス懇談会		クラス理解		
親子遠足	環境（社会自然）		ウォークラリー形式	地域を知る
七夕祭り	環境			伝統行事
夏祭り	環境		親子で遊ぼう	盆踊り
年長児スペシャル	環境・人間関係			家族体験
プール遊び	健康（運動）			
親子運動会	健康・表現	健康・表現	親子競技	
秋の遠足	健康			
芋ほり	環境（食）		試食	
おたのしみ会	言葉・表現	言葉・表現		
クリスマス会	人間関係・表現			文化伝承
餅つき	環境（食）			伝統行事
節分	人間関係			伝統行事
成長展		健康・人間関係・環境・言葉・表現	クイズ形式・制作コーナー	食文化
ひな祭り	環境			伝統行事
年長児お別れ遠足	健康			
ありがとうの会 （進級式）	人間関係			
卒園式	セレモニー			
誕生会	環境			
避難訓練	基礎的事項			
健康診断	基礎的事項			
歯科検診	基礎的事項			
行事食	健康			食文化
保育参観・保育参加		保育方法		

* 保育参観・保育参加・・・5月～2月（8月は除く）に実施予定

* 以下の行事の日は、保育を行っておりません

- ・親子遠足（雨天決行）
- ・運動会（雨天決行）
- ・お楽しみ会
- ・成長展
- ・卒園式（4,5歳児のみ参加）

13 一日の流れ

	2号・3号認定（保育園機能） の利用		1号認定（幼稚園機能） の利用
クラス	0. 1. 2歳児	3. 4. 5歳児	3. 4. 5歳児
7:00	開園・登園 健康状態の視診 検温(0・1歳児のみ)	開園・登園 健康状態の視診 自発的な遊びの時間	
9:00	自発的な遊びの時間		登園・健康状態の視診 自発的な遊びの時間
9:30	おはじまり 午前のおやつ 選択による保育 (主活動) 自由遊び	おはじまり 選択による保育 (主活動) 自由遊び	おはじまり 選択による保育 (主活動) 自由遊び
10:00 12:00	授乳・離乳食・昼食 ☆発達によって 異なります	昼食(セミバイキング)	昼食(セミバイキング)
12:30 頃から	午 睡	午 睡	*預かり保育の場合： 午 睡 14:00降園の場合： おかえり・降園準備 降園
14:30 15:00	起床 午後のおやつ	起床 午後のおやつ	起床 午後のおやつ (*預かり保育)
16:00 16:30 17:00 18:00 19:00	おかえり・降園準備 夕方の保育 延長保育 閉園	おかえり・降園準備 夕方の保育 延長保育 閉園	おかえり・降園準備 預かり保育降園

* 午後の預かり保育を利用する場合は、お子様の様子に応じて午睡をします。

14 毎日の生活

登・降園について

登園時刻：9時15分までに入室
降園時刻：13時30分から（1号認定）
16時から（2号、3号認定）

お仕事が終わりましたらお迎えをお願いします。

- * 1. 登・降園の送迎は、保護者の責任において保護者同伴でお願いします。他の人に送り迎えを頼む場合（中学生以上）は、園に連絡してください。確認の取れない時・「児童票」に記入されている人以外には、原則お引渡しできません。
- * 2. 登園時は必ずお子さんを保育室までお連れになり、保育者に託し、健康状態その他諸連絡を済ませてください。なお、**登降園時は、「キッズリー」にて打刻してください。**
- * 3. **欠席や遅れる場合は、9時15分までに「キッズリー」にてご連絡ください。**欠席の場合は、病気か、ご家庭の都合によるものか、をお知らせください。病気の場合は、必ず主症状（熱・咳など）を電話にてお伝えください。尚、ご家庭からのご連絡後、感染症等の流行の状況に応じて、病気の症状を詳しくお聞きするために電話させていただくこともあります。
- * 4. **登園時刻は、9時15分まで**です。午後からの登園は、子どもの生活リズムを考え基本的にはお預かりしていません。ご都合のある場合は、職員室までご相談ください。
- * 5. 臨時で土曜日保育を利用される方は、その週の水曜日までに職員にお声かけください。それ以降につきましては、お弁当持参となりますので、ご了承ください。
- * 6. **お車でこられる方**
 - ・**敷地内（駐車場）は、最徐行です！**
 - ・車を離れる時は必ずエンジンを切ってください。時間帯により混雑しますので、**お子さんの送迎が終わり次第、速やかに車の移動をお願いします。**
 - ・行事の際は、できる限り徒歩又は自転車での参加をお願いします。

バギー置き場について

- ・利用する旨を担任に伝え、第二園舎入り口又は北口玄関横の自転車置き場内をご利用ください。

自転車について

- ・自転車は、登降園の妨げにならないように、駐輪場に停めてください。
- * 6. 第1園舎北側玄関からの出入りは禁止です。（緊急時、天災時、急病時は別）必ず園庭側にまわりテラスからお入りください。その際、西門上部に鍵がついています。園児の安全確保のためご協力をお願いします。

服装について

園指定の園服は、ありません。

- ・ 活動しやすく、汚れても良い服装で登園しましょう。(華美な装飾は避け**女兒は、キュロットスカートやズボン**にしてください)
- ・ 薄着を心がけましょう。大人の枚数より1枚少なくすると良いでしょう。(冬場は、綿素材のトレーナー類が望ましく、特に寒いときは、重ね着をしましょう。)
- ・ 下着・肌着について：綿素材のもの(できるだけ「綿100%」が望ましい)。汗や皮脂汚れを吸収して体を清潔に保ち、温度変化から体を守るなどして、快適な状態を保ってくれる役割があります。季節を問わず着用しましょう。
- ・ 自分で着脱しやすいもの。(サスペンダー、つなぎのもの、ベルト付、ひも付きの洋服は、避けてください) ジャンパー、トレーナーは、**フード付きのものは避けてください**。
- ・ 登降園の運動靴でこども園の活動をします。履きなれた足に合った運動靴にしましょう。
- ・ すべての持ち物に**名前**を付けてください。名前は、すぐに消えてしまいますので時々確認してください。
- ・ **髪が長いお子さんは、しっかりと結んで登園しましょう**。
- ・ 髪の毛用ゴムは、華美なもの、大きな装飾のついている物は避けてください。0・1歳児の方は、輪ゴム様の髪ゴムは、誤飲の恐れがあるのでやめましょう。

園と家庭との連絡

「緊急連絡票」

保護者の方と連絡を取る際に使用します。キッズリーにもご記入いただきます。連絡先や就労先などの変更があった際には、その都度変更し、こども園までその旨連絡をお願いいたします。

健康調査票

園児の健康状態を知り、嘱託医の健康診断の参考としたり、今後の園生活の健康管理に役立てたりするための調査票です。卒園するまで追記して使用します。「キッズリー」にも同じように記入する欄がありますので、同じように記入登録してください。

連絡帳【キッズリー】 スマートフォンアプリ

お子さんの発達をご家庭とこども園で共有し、お子さんのよりよい育ちを支援するものと考えます。以下の通り、連絡帳の意義・取り扱いを年齢ごとに示しますので、ご理解とご協力をお願いします。

《0～1歳児》

- ・ 連絡帳は、【キッズリー】を使用し、ご家庭より毎日提出していただきます。

- ・ 乳児の食事、睡眠などの1日の生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育をするために大切です。ご家庭での様子や育児の相談など、何なりとご記入ください。
- ・ こども園からは、毎日園でのお子さんの様子（お子さんの育ちを見つめた内容）をお伝えします。

《2歳児》

- ・ 連絡帳は、【キッズリー】を使用し、ご家庭より毎日提出していただきます。
- ・ お子さんのご家庭での様子や、子育ての相談などをご記入ください。
- ・ こども園からは、毎日園でのお子さんの様子（お子さんの育ちを見つめた内容）をお伝えします。
- ・ 1月からは、こども園では毎日読ませていただきますが、こども園からは、週1回程度の記入になります。

《3～5歳児》

- ・ ご家庭からお知らせしたいことや相談したいことがあるときは【キッズリー】をご利用ください。
- ・ こども園は、キッズリーにて連絡がある場合のみ、内容を確認させていただき、送迎時に口頭でお返事させていただきます。
- ・ 幼児クラスになると、経験したことを言葉で伝えられるようになり、生活習慣の形成も整えられてきます。保護者との会話を促すことも考慮し、連絡帳はなくなります。

《全園児》

- ・ その日の保育内容は、「**今日のできごと**」へ記入し、**キッズリーで配信します**。必ず目を通していただき、お子さんとの会話を楽しんでください。
- ・ こども園から、年2回「〇〇さんの成長の様子」（お子さんの育ちを見つめた内容）を配布いたします。

*** 尚、年齢を目安に記載いたしましたが、まだまだ、個人差が大きい時期です。不都合等ございましたら担任まで遠慮なくお申し出ください。**

園だより：「しゃぼん玉」「クラス便り」等

毎月1回発行し、キッズリーで配信します。

入退園の状況、行事説明、クラスだより、保健だより、献立表（調理だより）などからなります。

お知らせ

園、クラス、係からお知らせが随時あります。掲示、キッズリーでの配信をします。

お知らせボード

保護者向けの掲示板は、各クラスにあります。毎日必ず目を通してください。

クラス懇談会

各クラス、年2回（春・秋）実施します。

個人面談

各年齢、年1回、年長児のみ卒園前にも実施します。

おねがい

- (1) 園に電話をされた時は、電話口に出た者にご用件をお話ください。保育中の職員の呼び出しは出来ません。
- (2) 園での携帯電話の通話、メールは、ご遠慮ください。
- (3) 園内での園児の写真撮影はご遠慮ください。園生活の写真等のSNS等への投稿は、個人情報保護のためしないようにお願いします。
- (4) 保護者の方がお休みの場合は、家庭保育又は通常保育時間（8時30分～16時30分）での利用をお願いします。（2, 3号利用の方）
- (5) 1ヶ月以上の長期のお休みには、届け出が必要となります。
- (6) 退園する際は、必ず園長へ申し出てください。園指定の「退園届」に記入し、園まで提出してください。

1.5 食事の提供方法等について

- (1) 食事の提供方法

自園調理

毎月月末に翌月の献立表を配布します。

離乳食（中期食、後期食、完了食）を提供します

- (2) 食事提供の方針

子どもにとっての食事は、身体の成長を促し、健康を維持し、さらに食習慣の基礎作りとなる大切な営みです。毎日の食事は、栄養的にいかに配慮されたものであっても、

安全でおいしく、そして何よりもみんなと一緒に食べて楽しいものでなければなりません。また、食事は栄養を摂取するという事に留まらず、精神的、社会的、文化的そして教育的にも大切な生活行為です。

(3) アレルギー対応状況

アレルギーが疑われる場合、医師の診断書（又は指示書）を園に提出してください。個別に相談の上、診断書（又は指示書）に基づき当園で除去可能な物は除去食・代替食で対応します。

(4) その他の衛生管理等

集団給食施設届出を保健所へ提出しています。

大量調理施設マニュアル及び当園給食衛生管理マニュアルに沿って衛生管理を行っています。日々の調理従事者の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

(5) 当園の食事の詳細は、「食事のしおり」をご覧ください。

1.6 非常災害時の対策・防犯対策

自然災害やお子さんのけがなど緊急事態が起きた時には、子どもたちの安全確保を第一に考えて対応します。

(1) 非常時の対応

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応します。		
防火管理者	園長 小川 勝利		
避難訓練	火災・地震・風水害・竜巻・不審者等を想定した避難訓練を月1回実施		
消火訓練	火災発生を想定し、消火の仕方、消火器等の使い方の訓練を月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	ガス漏れ報知器
	非常警報装置	非常用電源	
避難場所	広域避難場所…狭山市立入間野中学校		
防犯設備	防犯カメラ セキュリティカード		

- ・地震の際には、お迎えが来られるまで当園でお預かりします。
- ・市内で起こった子どもに関する事犯や事件は、キッズリーでお知らせします。
登降園の際はお子さんの手を握り、危険から守りましょう
- ・災害発生時、お子さんの様子を伝達する方法として「災害時伝達ダイヤル（171）」・キッズリー・園のホームページがあります。

(2) 緊急時の対応

《天候不順の場合》

保育中に台風、大雪等の天候不順にみまわれた時は、その状況に応じて保育時間を短縮す

ることがあります。

① 埼玉県に天候不順による**警報**が出た時・・・各ご家庭の緊急連絡先に連絡し、お迎えをお願いすることがあります。

② 大雪の時

・朝から積雪の場合

早朝保育開始時刻が、こども園駐車場整備のため、AM8：00、または、AM8：30になる場合があります。ご了承下さい。

・保育中に積雪の場合

延長保育終了時刻が、PM6：00になる場合があります。

・園への送迎は必ずスタッドレスタイヤまたは、チェーンを付けてください。

***いずれの場合も、キッズリーで配信しますので、必ず目を通してください。**

《保育中に大地震が起きた場合》

避難場所のお知らせ

第一避難場所・・・いるまこども園

園の敷地内で避難が可能な時は、お迎えが来られるまでお預かりしています。

第二避難場所・・・狭山市立入間野中学校

園の敷地内で避難が不可能な場合は、第二避難場所へ移動し避難しています。

*災害の内容によっては、避難場所が、いるまこども園園舎となる場合があります。キッズリー・ホームページをよくご覧になり、お子さんをお迎えに来てください。

17 嘱託医・健康管理について

当園は、以下の医師と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科・小児科

医療機関の名称	大平下病院
医師名	杉本龍史
所在地	〒329-4404 栃木県栃木市大平町富田 1665
電話番号	0282-43-2222

(2) 歯科

医療機関の名称	海野歯科クリニック
医師名	海野晴行
所在地	〒350-1316 狭山市南入曽 499-4
電話番号	04-2931-0033

(3) 検診及び身体測定

- ・身体測定：偶数月一回（身長・体重）
- ・健康診断：嘱託医による検診年2回（春・秋）
- ・歯科検診：年1回（6月頃）

(4) 保育中にけが等をした場合

園の管理下におけるお子さんのけが等については、その状態を把握し、保護者の方に連絡します。医療機関受診に際しては、お子さんのかかりつけ医を優先とします。かかりつけ医が無い場合は、保護者の方と相談の上、医療機関を受診します。

(5) 当園の保健についての詳細は、「保健のしおり」をご覧ください。

18 秘密保持について

(1) 「いるま保育会における個人情報保護の方針」（平成31年3月1日実施）に則り個人情報の保護に努めます。

(2) お子さんの成長した姿を記録し、保護者の方へ知らせるとともによりよい保育をすることを目的として、日常の保育や行事の写真を園内に掲示したり撮影等を業者へ委託したりする場合があります。なお、写真撮影等を認めたくない場合は、園に申し出てください。

(3) 保育の都合上、こども園内の以下のものに、園児の写真・個人名等を公開する予定ですが、不都合等がございましたら園に申し出てください。

- 1、園児ウォールポケット 2、お誕生日表 4、ロッカー 5、パジャマ袋かけ
6、グループ表 7、帽子、靴下入れ 8、離乳食表 9、製作物

19 保育内容に関する相談・苦情

当園について気付いたことは、ご遠慮なくお伝えください。送迎時に保育士が直接お話しを伺いますが、ご納得のいかない相談については、担当者に申し出るにより、当園と第三者の関係にある「苦情解決第三者委員」に直接相談することが出来ます。

(1) いるまこども園 相談・苦情担当

相談・苦情受付担当者	主任保育士 粕谷 美穂 事務 齋藤 和憲	☎ 04-2959-4856
第三者委員	いるま保育会監事 町田 昌弘 〃 栗原 浩	✉ iruma_3@iruma-ns.com
相談・苦情解決責任者	園長 小川 勝利	☎ 04-2959-4856

(2) 当園以外に、埼玉県の相談・苦情窓口があります。

「埼玉県福祉サービス運営適正化委員会」

電 話：048-822-1194

f a x：048-822-1406

20 賠償責任保険の加入

(1) 独立行政法人 日本スポーツ振興センター

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、保育所(園)の管理下において児童が災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に遭った場合、その治療費や見舞金の給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を保護者の皆様に対して行うものです。

1、掛 金 園負担金、保護者負担金(後日集金します)

2、給付の条件 園の管理下での災害で、次のような場合です。

○園で保育を受けている時

○園の行事計画に基づいて行われる園外保育の時

○通常の経路および方法により通園する時(登園・降園)

3、給付の内容

●医療費

健康保険法に基づく医療費の4/10が給付されます。

ただし、次の場合は給付されません。

(1) 同一の災害による総医療費が5,000円(500点)未満の場合

(2) 生活保護法により保護を受けているもの(死亡および傷害見舞金は支給されません。)

(3) 他からの損害賠償を受けた場合

(4) 健康保険対象外の診察費

●傷害見舞金 負傷または疾病で、身体に一定以上の傷害が残った場合

●死亡見舞金

4、請求の手続き

(ア)園の管理下でお子さんがけが等にあわれたときは、保護者へ連絡し、すぐにかかりつけ医療機関で、診療等の処置をとります。

(イ)医療費は、かかった病院へ「狭山市子ども医療費」で支払っていただきます。その後、保護者の申し出により、園で書類を作成し、日本スポーツ振興センターへ申請します。

5、給付金の支払い

日本スポーツ振興センターからの通知により、園から保護者に支払います。

(2) 任意保険に加入しています。

保険会社	有限会社ゼンポ 東京海上日動火災保険株式会社
保険の種類	大型セット（園賠償責任保険・保育者賠償責任特約・初期対応費用特約・園児団体傷害保険）
保険金額	対人1名・1事故10億円、対物1事故1,000万円

2.1 虐待防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 狭山市児童虐待対応マニュアルの運用
- (3) 狭山市要保護児童対策地域協議会、家庭児童相談室との連携

2.2 持ち物について

(1) 持ち物には全てお名前を書いてください。

(2) 洗い物は次のようお願いします。

毎週金曜日

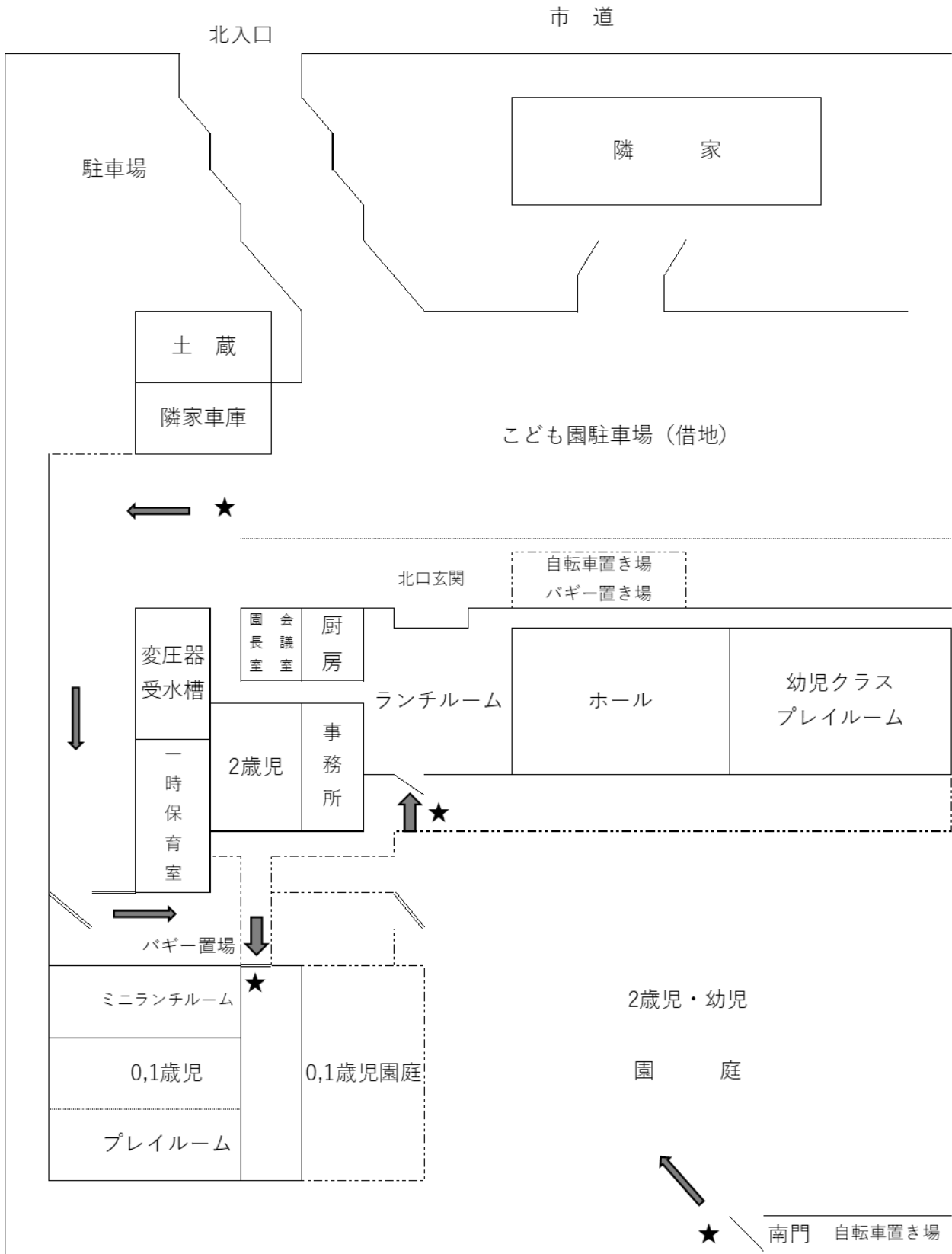
布団カバー（布団カバーは保護者の方に、取替えをお願いしています。）

タオルケット、パジャマ、上履、帽子

毎日

コップ、手拭きタオル

(3) 毎日、衣服の補充や清潔を保つために、ロッカー内を確認してください。



★ 登降園 園児出入口・入室口

いるま保育会における個人情報保護の方針

社会福祉法人 いるま保育会

社会福祉法人いるま保育会は、園児および保護者・家庭に関わる個人情報の取り扱いについて、『個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)』(以下、『個人情報保護法』と呼ぶ。)および関連法令等を遵守し、下記の方針に基づいて個人情報の保護に努めることを宣言します。

(基本理念)

1. 当法人は、『個人情報保護法』第 3 条において「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものである」とされていることを踏まえて、個人情報を取り扱うすべての者が、個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取り扱いを図ることとします。

(個人情報の利用目的)

2. 当法人は、保護者より口頭もしくは文書により提供を受けて得た個人情報、または日々の保育業務を通して得た個人情報を、『児童福祉法』および厚生労働省編『保育所保育指針』が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

(個人情報の第三者への提供)

3. 当法人は、『個人情報保護法』第 23 条に規定されている以下 1)～4)に該当する場合を除いて、保護者の同意を得ないで第三者に個人情報(個人データ)を提供することはありません。
 - 1)法令に基づく場合
 - 2)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 4)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(個人情報の管理)

4. 当法人は、利用する個人情報(個人データ)を正確かつ最新に保つよう努めるとともに、漏洩(ろうえい)、滅失、または毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失った個人情報については、法令等に定めのあるものを除き、確実かつ速やかに消去するものとします。

(個人情報の開示・訂正・利用停止・消去)

5. 当法人は、保護者とその子ども、その家庭および自身の個人情報(個人データ)の開示・訂正・利用停止・消去を求める権利を有していることを十分認識し、個人情報相談窓口を設置して、これらの要求がある場合には、法令に従って速やかに対応します。
なお、苦情等についても個人情報相談窓口で受け付け、適正に対応します。

(個人情報保護体制の継続的改善)

6. 当法人は、この「いるま保育会における個人情報保護の方針」を実行するため、職場内研修・教育の機会を通じて全職員に周知徹底させて実行し、かつまた、継続的に改善することによって常に最良の状態を維持します。

[附則] この方針は、平成 25 年 4 月 1 日より実施する。
この方針は、平成 31 年 4 月 1 日より改正し実施する。

【窓口】幼保連携型認定こども園いるまこども園 園長 小川勝利 TEL04-2959-4856
保育所型認定こども園しんじゅくいるまこども園 園長 小川明美 TEL03-6302-1221

入園・進級時に用意していただくもの

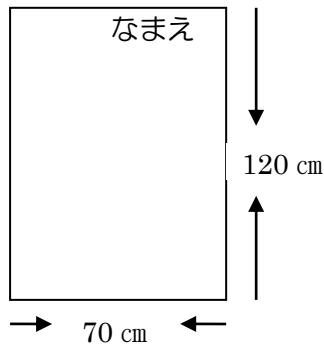
	品名	数	備考	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
1	通園用手さげ袋 ♡	1	0・1・2歳児…毎日の荷物入れ 3・4・5歳児…週末の荷物入れ	○	○	○	○	○	○
2	食事用エプロン ♡	2	毎日洗濯をお願いします	○	○	△	△	△	△
3	汚れもの袋（レジ袋・エコバッグなど）	数枚	汚れたものを入れて毎日持ち帰ります	○	○	○	○	○	○
4	オムツ	数組	布オムツリース可能・リースの場合は、使用枚数分集金します	○	○	○			
5	肌着（半袖）	3	汚して持ち帰ったものは翌日補充してください	○	○	○	○	○	○
6	パンツ	3		△	♪	○	○	○	○
7	上着	3		○	○	○	○	○	○
8	ズボン	3		○	○	○	○	○	○
9	靴下	1		○	○	○	○	○	○
10	パジャマ	1		△	△	♪	○	○	○
11	パジャマ袋♡	1		△	△	♪	○	○	○
12	敷き布団♡	1		○	○	○	○	○	○
13	敷き布団カバー	1		○	○	○	○	○	○
14	ブランケット	1		○	○	○	○	○	○
15	タオルケット	1	夏季用上掛け	○	○	○	○	○	○
16	浴用タオル	1	シャワー用(全身)	○ ♪	○ ♪	○ ♪	○ ♪	○ ♪	○ ♪
17	通園カバン	1	園指定のリュック	△	△	△	○	○	○
18	コップ	1	プラスチックの物	○ ♪	○	○	○	○	○
19	コップ袋♡	1	コップが出し入れしやすいもの	○ ♪	○	○	○	○	○
20	手拭タオル♡	1	つり紐をつけてください	♪	○	○	○	○	○
21	うわばき	1	室内用（バレーシューズ等）	△	△	○ ♪	○	○	○
22	帽子	1	日常の保育で使用します	○	○				
23	園用カラー帽子	1			♪	○	○	○	○
24	出席ノート	1	幼児クラスで使用				○	○	○

- ◎ 季節的に必要なものはその都度、声をかけます。
- ◎ 持ち物は、すべて大きく名前を書いてください。
- ◎ ♡印のサイズ・作り方が次のページにあります。ご参考にしてください。
- ◎ ♪印については使い始めの時期に担任よりお知らせします。

作 り 方

参考例です。既製品でもかまいません。サイズはお子様に合わせてください。

布団 (0~5歳)

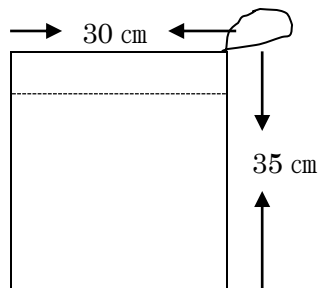


- ① 子どもたちが自分で持ち運びをしますので、大きすぎず重すぎないもの。
- ② 布団カバーも用意して下さい。
袋状のシートにして、出し入れができるようにして下さい。

タオルケットは、春・夏使用
毛布（子ども用）は、秋・冬使用

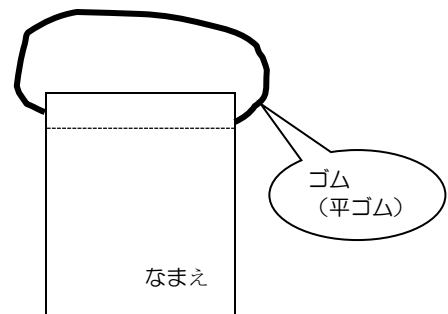
パジャマ袋 (2~5歳)

紐の部分が長いと、フックからかけた時に床に引きずります。
紐はパジャマが出し入れできる程度の長さ。

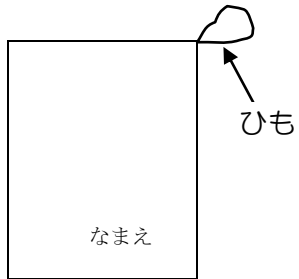


食事用エフロン (0~1歳)

1日2組使用します。
フェイスタオル1枚を半分にし、輪にしたところにゴムを通し縫ってください。



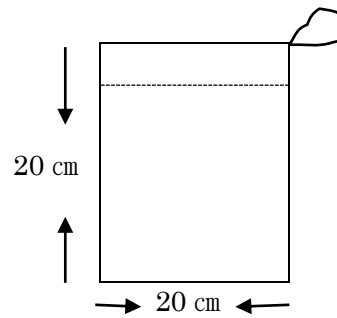
手拭きタオル (0~5歳)



タオル (半分に折る)

フェイスタオル1枚を半分に折り、ひもを輪になるようにして取り付けます。

コップ袋 (0~5歳)

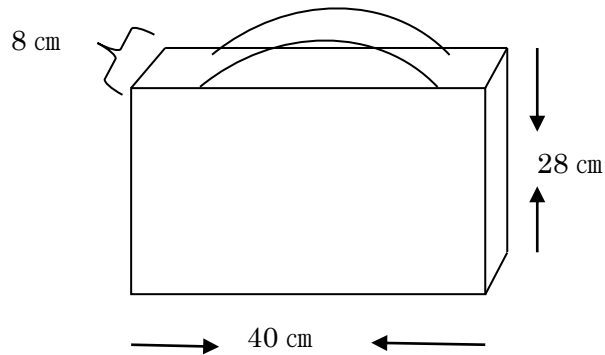


コップを入れます。

通園用手さげ袋

0~2歳児 … これのみ使用。

3~5歳児 … 週末の荷物入れ、汚れ物、月刊本入れなどに使用します。



持ち物には必ず記名して下さい

